

京都市人事委員会規則の読点の表記を改める規則を公布する。

令和4年6月24日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第1号

京都市人事委員会規則の読点の表記を改める規則

(読点の表記の改正)

第1条 現に効力を有する本委員会の規則において、読点として表記する「,」を「、」に改める。

(委任)

第2条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。